

令和5年（2023年）第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第1号

日時 令和5年（2023年）12月7日（木曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|----|----|---------|---|
| 日程 | 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 | 2 | | 会期の決定について |
| 日程 | 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 | 4 | | 行政報告 |
| 日程 | 5 | 議案第 62号 | 鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程 | 6 | 議案第 63号 | 鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程 | 7 | 議案第 64号 | 鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について |
| 日程 | 8 | 議案第 65号 | 鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について |
| 日程 | 9 | 議案第 66号 | 鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程 | 10 | 議案第 67号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 11 | 議案第 68号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 12 | 議案第 69号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 13 | 議案第 70号 | 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 14 | 議案第 71号 | 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する |

条例の制定について

- 日程 15 議案第 72号 鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 16 議案第 73号 令和5年度(2023年度)鹿追町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程 17 議案第 74号 令和5年度(2023年度)鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 18 議案第 75号 令和5年度(2023年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について
- 日程 19 議案第 76号 令和5年度(2023年度)鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 20 議案第 77号 令和5年度(2023年度)鹿追町下水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 21 議案第 78号 令和5年度(2023年度)鹿追町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 22 議案第 79号 令和5年度(2023年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程 23 議案第 80号 鹿追町道路線の廃止について
- 日程 24 議案第 81号 鹿追町道路線の廃止について
- 日程 25 議案第 82号 鹿追町道路線の廃止について
- 日程 26 議案第 83号 鹿追町道路線の認定について
- 日程 27 同意第 5号 鹿追町教育委員会委員の任命について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(10人)

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番 佐々木康人議員 | 2番 黒井 敦志議員 | 3番 金子 孝伸議員 |
| 4番 青砥 敏一議員 | 5番 山口 優子議員 | 7番 川染 洋議員 |
| 8番 狩野 正雄議員 | 9番 安藤 幹夫議員 | 10番 清水 浩徳議員 |

11番 上嶋 和志議員

4 欠席議員

6番 畑 久雄議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	渡 辺 雅 人
代表監査委員	野 村 英 雄
農業委員会会長	菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	葛 西 浩 二
総務課財政担当課長	武 者 正 人
会 計 管 理 者	西 垣 慎 也
総務課主幹（消防署長）	内 海 卓 実
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	高 瀬 俊 一
子育て支援課長	米 澤 裕 恵
農業振興課長	檜 山 敏 行
環境保全センター担当課長	城 石 賢 一
保 健 福 祉 課 長	富 樫 靖
保健福祉課主幹	佐 藤 裕 之
商工観光課長	大 西 亮 一
建設水道課長	大 上 朋 亮
ジオパーク推進課長	高 井 宏 行
瓜 幕 支 所 長	東 原 孝 博
国民健康保険病院事務長	渡 辺 弘 樹
総務課長補佐	萩 生 田 訓 考

総務課財政係長 鎌田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇井直樹

学校教育課主幹 天野健治

社会教育課長 平山宏照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長 津川 修

9 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳

書記 川瀬直美

令和5年(2023年)12月7日(木曜日) 午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

ただいまから、令和5年(2023年)第4回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

ここで御報告いたします。畑久雄議員から本日の会議を欠席する届け出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長(上嶋和志)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長(上嶋和志)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

異議なしと認めます。

会期は、本日から12月14日までの8日間と決定いたしました。

日程3 諸般の報告

○議長(上嶋和志)

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から8月分、9月分、10月分の出納検査報告書と、随時監査結果報告書が提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（上嶋和志）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和5年（2023年）第4回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

まず9月14日ですけれども、令和5年度（2023年度）の鹿追町敬寿会が町民ホールで開催をされました。

会場の方は、コロナ禍を経て、節目のお祝いの方のみを会場に御招待ということで実施いたしました。80歳以上の方が町内613名で、この中で節目の対象者が95名いましたけれども、そのうち27名が当日会場にお越しをいただいたところであります。101歳を迎えられた木俣さん、それから米寿88歳は17名、80歳の傘寿の方は9名。これらの皆さんに表彰状と記念品をお贈りし、御来賓として上嶋議長様をはじめ、議員の皆様等々がおいでをいただきましたので、共に長寿のお祝いをさせていただいたところであります。敬老祝い金につきましては、喜寿77歳の方が1万5,000円、米寿の方が2万円。白寿99歳の方が3万円ということで、お祝い金をお贈りしたところであります。

次に9月24日第42回の鹿追ふるさと産業まつりが、道の駅しかおい特設会場で開催されました。例年おかげさまでふるさと産業まつりは、天候に恵まれることが実は多いということで、昨年も開催をいたしましたが、キャラクターショーだとかそういうものを去年は控えていたのですが、今年はほぼ従来に近いフルのかたちで開催をさせていただきました。本当にたくさんの約1万人近くの方がお見えいただいたと思っています。

商工会各種団体の出展も30点程度ということで、先ほども申し上げましたけれども、キャラクターショーだとか人参、ジャガイモの詰め放題などのイベントは本当に4年ぶりということであります。それから今年は久しぶりに北海道警察の音楽隊の特別演奏をしていただき、最後まで多くのお客さんで賑わった1日であったかと思っております。

9月26日には、トヨタ自動車株式会社の方から、水素燃料電池のバス、マイクロバス、それから同じく小型トラックの試験走行ということで車を2台持って来ていただきました。トヨタが所有する道内のテストコースで走る、曲がる、止まる基本的な試験を経て、本町の水素のステーション充填設備があることから、本町を選んで来ていただいております。

今回の試験は出来得ることながら、普段町内で走っているスクールバスの路線、市街地、高台など、あるいは小型トラックについては、学校給食の運搬車が2台毎日走っているのので、できればそういったものをこの水素に変えていきたい。将来的にそういう希望があるところでもあります。

なかなか水素関連の車両はトヨタがたくさん持っているわけではないので、何とか今お話をして、うちの町でどういうかたちかわかりませんが、リースか試験走行なのも含めて何とか運行していきたいと考えているところでもあります。

同じく9月26日ですけれども、道の駅しかおい再整備基本計画第1回目の町民検討委員会ということで開催させていただきました。これは道の駅の再整備に向けて町民、いろんな層から御意見御提案をいただく場として、この検討委員会を立ち上げたものであります。

委員構成につきましては関係団体として、鹿追町商工会、鹿追町観光協会、それから道の駅しかおい直売会からそれぞれ2名と鹿追高校の探究学習のデザイングループの方から4名、一般公募として無作為抽出4名を含む14名で構成をしたところでもあります。

町民会議の委員長には、商工会から委員の互選ということで選出をされた横幕章さんが委員長に、副委員長には観光協会から選出された正保縁さんを選出いたしました。初回の会議は、町の担当の方から、道の駅再整備に向けた考え方を説明した後に、各委員から自由に意見を出していただいたということでもあります。私も初回は出席をさせていただきましたが、何点か主な意見だけ御紹介をさせていただくと、これは以前から言われていた部分もありますけれども、今の道の駅自体が国道に背を向けている施設であるので、これは改善すべきだという意見だとか、近年増加する宿泊者向けのRVパークも必要ではないか、あるいは子供が遊べて滞在できる場所が欲しい。鹿追ならではの特色や特産品などを設けてほしい。直売施設の配置や見せ方を工夫したら良いのではないかと。あるいは脱炭素の取り組みを展示等で広めるのが良いのではないかとという意見が出されました。

その後、11月に入って1日に第2回目の会議、それから12月7日、本日の夜に第3回目の会議を予定しており、今後の会議でこの町民会議の意見をまとめていただき、年明けの2月頃の策定を見込んでいる道の駅再整備基本計画の方に盛り込んでいければと思っていますところでもあります。これらの状況を見てまた議会の方にも、御相談、情報提供していきたいと思っております。

次に9月29日ですけれども、令和5年度（2023年度）の第26次鹿追高校カナダ短期留学の出発式ということで早朝7時20分から行ったところでもあります。

今年度については、この9月29日から10月13日までの15日間ということで、昨年は若干短縮して実施しましたが、今年はほぼ従来通りの期間ということで実施したところがあります。今年は鹿追高校の獄山教頭を団長に2年生44名、引率者8名、団長を加えて合計53名がカナダを訪れホームステイ、日本文化紹介等を行い、従来どおりの交流をしてきたところでもあります。

向こうで体調を崩した方もおり、一部の人が何日も帰国が遅れるかと心配しましたが、結局1日、2日遅れて、帰国したお子さんもいました。それ以外は大きな事故もなく、大変良い短期留学になったというお話を伺っているところです。

次に10月10日ですけれども、気候変動対策に取り組む自治体の世界的なネットワークである世界首長誓約の中の日本の取り組みがありますので、これに本町も署名をさせていただきました。

先ほど申し上げたとおり世界的なネットワークということですので、世界でいうと1万を超える自治体が署名をされていますけれども、国内では本町が47番目、道内では4番目の誓約ということになりました。この誓約式は役場の町長室で行ったのですが、この世界首長誓約の日本の事務局が名古屋大学の方で務めておられまして、当日名古屋大学環境学研究科の加藤博和先生がこちらに来ていただいて、誓約書署名したものをお渡ししたところでもあります。

加藤先生からは本町は第1回目の脱炭素の先行地域にも選定されている鹿追町にとって、これを世界に対してアピールする大変格好の機会であるという話と、それから鹿追のこのバイオガスを核とする取り組みをぜひ世界に発信してほしいというお言葉をいただいたところでもあります。

同日午後、第46回のE S T創発セミナーイン鹿追というのが開かれました。これは本年、地域の交通環境対策に関する優れた取り組みを表彰する第13回E S T交通環境大賞の最高賞にあたる環境大臣賞を本町が今年受賞をいたしました。

先ほどお話をした名古屋大学の加藤先生がこのE S T大賞等の委員会の委員長をお務めいただいているということもございまして、この大賞については確か7月に受賞をしたのですが、何とか年内にこのセミナーを大賞受賞地である鹿追町で開催しないかというお話があって、このセミナーの開催となったところでもあります。

オンラインも当日併用をしましたがけれども全体で140名ぐらいの方の御参加をいただき、当然、話題は交通環境における脱炭素化ということでもありますけれども、それぞれ加藤先生

の話、あるいは本町の取り組みなどの紹介、それから意見交換が行われたところでございます。

次に10月19日には第75回の北海道消防大会が音更町で開催をされました。音更町での開催というのは31年ぶりと聞いております。毎年、道内どこかで北海道消防大会が開催されているわけですが、参加者は、道内各地の消防団員、あるいは消防長官、今回は消防庁長官代理の畑山消防庁消防救急課長をはじめとして、秋本日本消防協会の会長、北海道の花田消防協会会長、北海道知事代理の浦本副知事、あるいは、国会議員、道議会議員ということで、音更町文化センターで開催をされましたけれど、代表を含めて1,200人ほどの出席という内容でございました。

式典の内容としては、日本消防協会、あるいは北海道消防協会による表彰及び感謝状の贈呈あるいは地元消防団の活動事例発表、大会宣言決議などが行われたところであります。

次回、来年の開催ですけれども、8月の下旬に後志管内の余市町で開催をされるということでした。

次に10月21日には、十勝川治水100年記念式典・祝賀会が帯広市内で、記念式典については、帯広市のよつ葉アリーナで、祝賀については、日航ノースランドの方で開催をされたところであります。

十勝川治水推進期成会、十勝総合振興局、帯広開発建設部の主催ということで、管内の市町村長をはじめ国会議員、それから知事代理の浦本副知事、道議会議員と多数の方の出席のもと、式典が行われました。十勝川の治水事業については1923年に帯広市の大通に十勝川治水事務所が開設されたのが始まりとお聞きしております。

それから100年、いろんな災害等もありましたけれども特に大きなものは2016年(平成28年)の大雨災害ではないかと思っております。いずれにしても、十勝川流域の安心安全、地域の発展に向けて関係者が協同して、この流域治水を推進していくというお話がされたところであります。

次に10月22日ですけれども、帯広鹿追会の創立50周年の記念式典・祝賀会が帯広市内のとちか館で開催をされました。多分正確に言うと、去年が50周年だったのでしょうか。コロナ禍もあって、今年の開催ということになりました。

帯広鹿追会の会員の皆さん約41名が出席し、本町からは私と上嶋議長、吉田前町長、堀川元議長など20人が出席したところであります。この式典の中では、この50周年を記念して帯広鹿追会のほうで帯広市と鹿追町に植樹をしていただけたということで、当日は目

録をいただきました。

そして、式典の挨拶では松原会長から近年の鹿追町の取り組みが、いろいろな面で全国的にも注目を浴びていることは誇りに思うという御挨拶をいただきました。

式典後の祝賀会には、鹿追のチョウザメの刺身、それからキャビアを少し持って行きまして、皆さんに味見をいただいたところでございます。久しぶりの交流会ということで大変良い行事であったと思っております。

10月25日ですけれども、北海道十勝における持続可能なまちづくりへの挑戦、これは先ほどお話した世界気候エネルギー首長誓約の関連の事業ということでもありますけれども、このシンポジウムが上士幌町で行われ、当日私は糠平の会場に出席をいたしました。

このシンポジウムでは、セミナーは25日だったのですけれども、シンポジウムは前夜祭等々を含めて24日から26日の3日間で行われておりました。

先ほど申し上げました世界気候エネルギー首長誓約加盟自治体による国際ワークショップの一環ということで行われ、海外、韓国、インドネシア等を含めた35自治体70名が参加をしました。

この当日のシンポジウムでは、地元の上士幌の竹中町長、それから大樹の黒川町長そして私、それから十勝総合振興局の芳賀局長の方から事例の紹介、パネルディスカッション等を行って、十勝全体における脱炭素の取り組み、それぞれの町の取り組み等について意見交換を行ったところであります。

次に10月29日には東京鹿追会の総会が都内のグランドヒル市ヶ谷でこちらの方も4年ぶりに行われ、首都圏在住の本町出身者など約40名が参加をしました。鹿追からは、私と上嶋議長、木幡組合長など7名が参加をいたしました。

総会後の懇親会では、現在、水野さんが会長を務められていますけれども、鹿追で話題になっている北海道石のことに触れられ貴重な鹿追の宝であるというような挨拶をいただきました。町の方からは、この北海道石の話題を含めて町の近況報告をさせていただいた後、会員である加藤萌々子さんによるバイオリン演奏会、抽選会などが行われまして、久しぶりの交流を楽しんできたところでございます。

11月7日ですけれども、東京都内で農業農村整備の集いが開かれまして、出席をさせていただきました。全国土地改良事業団体連合会と都道府県土地改良事業団体連合会の共催でありまして、全国の会長は衆議院議員の二階俊博さんが会長を務めている団体であります。年にこの次年度予算等に含めてこの大会、年に2回から3回開かれております。

内容といたしましては、食料安全保障の観点から我が国の食料、生産を支える基盤となる農業生産基盤を維持して、食料の安定供給を図ること。あるいは農業農村の多角的機能を発揮するというのがこの農業農村整備の大きな目標でございます。

大会のほうでは、土地改良事業の計画的な推進のために必要な予算、これを確保することなど、大きく10項目の要請内容を決議して、各方面に要請することを決定したところであります。

同じく11月7日ですけれども、同じく都内千代田区の東京国際フォーラムというところで、2023ソーラーウィーク大賞の表彰式が開催されました。私も東京に行っていたのですが、同時刻、また違うことがあってこちらの表彰式に出席をできなかったのが松本副町長が出席をして受賞させていただきました。

内容といたしまして一般社団法人太陽光発電協会が今年創設をしたこのソーラーウィーク大賞でありますけれども、本町が実施をした鹿追町自営線ネットワークマイクログリッドの事業を応募しましたところ、大賞にはなりませんでしたが、特別賞ということで頂戴をしたところでございます。大賞は熊本県の球磨村によるゼロカーボンビレッジ創出事業、優秀賞は、3団体、特別賞については本町を含めて5団体あったということであります。この太陽光発電協会代表理事は、京セラの代表取締役会長の山口悟郎さんが代表理事を務めているということでございまして、それぞれこの表彰式では、盾がそれぞれの受賞者に手渡されたということでございます。表彰式の後にレセプションが行われて、審査員、協会役員、受賞関係者それぞれ交流が図られたということでございます。

同じく11月7日から8日にかけて、令和5年度（2023年度）北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の意見交換会、続いて秋季の中央要望ということで行ってまいりました。

この自衛隊駐屯地等連絡協議会、略して駐連協と言っておりますけれども、全道の市町村が加入をしている団体で、本町のように駐屯地等あるところの首長が役員となってこの活動をしているところであります。駐連協のことは何回かお話をさせていただいておりますが、大きな目的としては、道内の自衛隊の体制強化、これが大きな目標であります。会長は千歳市の横田市長がお務めになっており、私は第5旅団のなかで監事という立場で要請に参加させていただきました。

要望先としては、自民党北海道ブロック両院議員、それから自民党の本部の方にもお邪魔をして、茂木幹事長、防衛省においては宮沢副大臣、松田事務次官、小林陸上幕僚副長などこういった方に要望をしてきたところであります。

北海道全体の自衛隊の体制整備もちろんですけども、近年特に自衛隊員の住環境の整備、それから今の時代であれば、当然隊舎に住まれている若い隊員が多いわけですから、もうこの時代、Wi-Fiの整備はもう当然ではないかといったお話もしてきたところがあります。その他自衛隊官舎の無料化の範囲の拡大など緊急参集要員距離の課題などいろいろありますけども、北海道の特殊性も含めて、この無料化の拡大については引き続き、駐連協もそうですけれど、本町独自の要望としても続けていきたいと思っております。

この11月7、8日の要望に引き続いて9日の日に令和6年度（2024年度）防衛施設周辺整備対策等に関する要望ということで、北海道基地協議会の主催で出席してきました。こちらの方は、道内の61市町村が会員となっており、要望内容としては、防衛施設周辺整備対策に関する要望、これは防衛省に対するもの、もう一つは基地交付金等に関する要望はで、これは総務省の所管ということでございます。大きくこの二つの要望において、本町は理事という立場で出席をさせていただきました。防衛省、総務省の他、道内選出の衆参両院議員へ班分けをして、要請書を手渡してきたところでございます。

次に11月13日には、全国過疎連盟の第56回総会が都内の日本教育会館というところで開催をされました。

私も東京の出張の関係上、この過疎大会の方には日程的にどうしても行けなかったもので、こちらは松本副町長が出席をしております。全国過疎連盟加盟団体が1,944団体あるうち、当日出席は委任状を含めて約1,400団体という大変多くの方が出席をしているところであります。道内は54団体が出席しております。道内179市町村あるなか、過疎の団体は非常に多い状況でございます。会長は今、長野県知事が務めているということでございますが、来賓として所管である鈴木総務大臣、自民党過疎対策委員長の谷衆議院議員、その他衆参両院の国会議員の皆様、それから関係省庁の各職員の皆様も3課をしたということであります。

大きくは、やはり令和6年度（2024年度）の過疎対策予算政策に関する決議要望ということでございまして、そういった観点について、大会決議を経て要望がされたということでございます。

それから11月18日にはアローズ弦楽四重奏団の演奏会が町民ホールミュージカルホールで開かれました。この演奏会は、鹿追演奏会の実行委員会、世話人、鹿追高校の未来留学コーディネーターを務めていただいている吉村先生の御尽力で開催をされたところであります。ミュージカルホールに当日100名近くの方がお見えになりました。

アローズというのは東京を中心に活動されているアマチュアの方々の、今回も完全ボランティアで実施していただきました。約10年前に結成されたということでもありますけれどもバイオリン、ビオラ、チェロですね。バイオリンがファースト、セカンドというかたちでしょうか。4人の方でそれぞれ会社員であったりフリーのイラストレーターであったり、元大学の先生であったり元会社員であったりということだそうです。クラシックの曲はもちろんですけども、曲名で言うと、川の流るるに、涙そうそうだとか、クリスマスが近いということでクリスマスソングなど非常に良い演奏を聴かせていただいたと思っております。なかなか生の弦楽を聴く機会というのはそう多くないので非常に良い機会であったと思っております。

11月19日ですけども、ピュアモルトクラブハウス周辺、それからしかりべつ川公園パークゴルフ場周辺を会場に、テリー・フォックス・ラン・インしかおいというのが開催されました。当日は総体で100人ぐらいの方が御参加をいただきました。

テリー・フォックス・ラン実行委員会の委員長は鹿追高校3年生の岡原くんが務めまして、開催に至ったところであります。北海道カナダ協会あるいは鹿追高校の関係者、教育委員会、国際交流協議会こういったかたちで後援をしまして、このテリー・フォックス・ランというのはがん研究支援を目的としたカナダ発祥のチャリティーイベントということで、これは私もあまり知らなかったのですが、結構世界的にも相当有名な内容となっております。このイベントについては国内では札幌で開催されているだけということでありまして鹿追町での開催については、これは大変有意義なことだというふうに思っております。できればこの札幌の開催だけでなく、鹿追町での開催が毎年できていく形になれば大変良いのかなと思っております。このイベント自体はピュアモルトクラブハウスの方で開会式を行って、その後、皆さんピュアモルト周りを歩いたり走ったり、あるいは然別川公園の河川敷を回ったり、思い思いのかたちでそれぞれ取り組んでいただいたということになります。

議長、議員の皆様も御参加してこの事業を見ていただいたところでもありますけれども、チャリティーグッズの販売も行われ、収益は募金とともにカナダの方にテリー・フォックス財団というのがあるとお聞きをしておりますので、世界のがん研究施設に贈られるということでもあります。これを主催した高校生の皆さんは非常に善い取組ということで、是非続けて欲しいと思ったところです。

それから11月20日から22日にかけて、2023シカソンサミットインしかおいというこ

とで、本町を舞台に開催をされたところでもあります。

3日間の日程ということで20日は本町のバイオガस्पラントやジオパーク、これは本町の特徴的な施設などを見学していただいて、21日翌日には町民ホールでワーケーションの先進地である信州たてしな観光協会の渡邊岳志さんの講演の他、本町に複数回、ワーケーションで訪れている札幌のIT企業、HBA担当者と町職員の対談が行われて、双方の課題などについて意見交換をしたところでもあります。

その後、同会場で交流会も開かれまして、町内の各事業者の方も出席をいただき、良い交流、情報交換が行われたのではないかと思っているところでございます。

11月の同じく22日ですけれども、鳥海誠司陸上自衛隊第5旅団長をお招きし防衛講話を開催をしております。防衛講話も4年ぶりということでございます。変化する安全保障環境と自衛隊ということで御講演をいただきました。当日は警備地区5町の関係者約110人が出席をしまして、特に北海道を取り巻く周辺近隣諸国の情勢あるいは大きく自衛隊を取り巻く環境の変化、これについて御講義をいただいた後にこれも久しぶりの交流会、懇親会を開催させていただいたところでもあります。

11月23日には、令和5年度（2023年度）の新穀感謝祭が鹿追神社の方で開催をされました。昨年までは若干人数を絞ってということでありましたが、今年は関係者の皆さまにご案内をさせていただきまして、議会の上嶋議長をはじめ木幡JA組合長、それから農業委員会の菊池会長、各農業団体の会長など、44名の方に御参加いただきました。宮司による神事はもちろんですけれども、恒例となってきました豊栄の舞奉納として高校生と小学生の方2人の舞のあと、木幡組合長から、今年の令和5年（2023年）の生産額等について見込みのお話がありました。当然確定数字ではありませんけれども、畑作、酪農畜産とも合わせて、250億円を超える生産額になる見込みということで、統計上としては史上最高の生産額になるのではないかという見込みでありました。当然資材が上がるなど、色々なことがありますから、手放しに喜べる状況ではないかもしれませんが、生産額としては大変立派な数字が残りそうだというお話があったところでもあります。

12月4日ですけれども、企業版ふるさとさと納税の感謝状の贈呈式を開催いたしました。昨年度から始めたこの企業版ふるさと納税ですけれども、第1号として昨年寄付をいただいた大昭電気工業株式会社様より昨年同様に100万円の御寄付をいただきましたので、この御寄付に対して感謝状をお贈りしたところでもあります。本町のゼロカーボンの取り組みに役立てて欲しいということで、大変ありがたく受け取りをさせていただいたところで

ございます。

それから12月6日、昨日ですけれども今年度の地域貢献に対する感謝状の贈呈式ということで、今回は七つの事業所の皆さんから地域貢献をいただきましたが、管外等の方については、申し訳ありませんが感謝状をお送りさせていただきました。昨日の贈呈式には地元の有有限会社健勝重建様、株式会社三井組様、日本航空帯広支店様、川田工業株式会社様の4社の方が御出席をいただいたので、それぞれ内容はいろいろありますけれど、本町への地域貢献として各種事業を行っていただいたところでございます。

それからこれも昨日12月6日ですけれども、元鹿追町議会議員の馬場新一様が本年9月1日の発令になりますけれども、地方自治功労旭日単光章を受賞されました。88歳になられたということで、高齢者叙勲ということでございます。また、この叙勲の伝達に併せて町の方からも顕彰状をお贈りさせていただいたところであります。

この伝達式には議会のほうから上嶋議長、清水副議長にも御同席をいただきました。皆さんも御存知の方も多いかもしれませんが、馬場様におかれましては、平成3年(1991年)から平成15年(2003年)までの3期12年議会議員を務められました。その間、産業建設常任委員長のほか、議会選出の鹿追町農業委員、あるいは都市計画委員、それから当時の土地開発公社の理事等をお務めいただくなど、産業部門等を中心に本町の地域振興に大きく寄与いただいたところであります。今後も御健康に留意をいただき、私共に御指導御助言をいただきたいというお話をさせていただいたところであります。

以上申し上げまして行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長(上嶋和志)

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

日程5	議案第62号	鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程6	議案第63号	鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程7	議案第64号	鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の

制定について

日程 8 議案第 65 号 鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程 9 議案第 66 号 鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 5、議案第 62 号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。

日程 6、議案第 63 号、鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

日程 7、議案第 64 号、鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

日程 8、議案第 65 号、鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

日程 9、議案第 66 号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

以上 5 件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

以上 5 件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 62 号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。

議案第 63 号、鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

議案第 64 号、鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

議案第 65 号、鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

議案第 66 号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

以上5つの新規条例につきまして関連がありますので、一括で御説明させていただきます。

初めに、提案の趣旨を申し上げます。令和3年度（2021年度）から地方公営企業法の一部適用となるよう、簡易水道特別会計および下水道特別会計につきまして、準備を進めておりましたが、令和6年（2024年）4月1日から一部適用とするため、新規条例を制定するものであります。

初めに議案第62号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、本文が8条、附則が1項で構成をされており、第1条は、簡易水道事業の設置、第2条は、法の財務規定等の適用、第3条は経営の基本、第4条は、重要な資産の取得及び処分、第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条は、会計事務の処理、第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第8条は、業務状況説明書類の作成について、それぞれ規定をしております。

次に附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は令和6年（2024年）4月1日から施行するものとなります。

次に、議案第63号、鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、同じく本文が8条、附則が1項で構成をしております。

第1条は、下水道事業の設置、第2条は、法の財務規定等の適用、第3条は、経営の基本、第4条は、重要な資産の取得及び処分、第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条は、会計事務の処理、第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第8条は、業務状況説明書類の作成について、それぞれ規定をしております。

次に附則第1項は、施行の期日の規定であり、この条例は令和6年（2024年）4月1日から施行するものとなります。

次に議案第64号、鹿追町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきましては、本文が3条、附則が1項で構成をされており、第1条は趣旨、第2条は、利益の処分の方法及び積立金の取崩し、第3条は、資本剰余金についてそれぞれ規定をしております。

次に附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は令和6年（2024年）4月1日から施行するものとなります。

次に議案第65号、鹿追町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきましては、同じく本文が3条、附則が1項で構成をされており、第1条は趣旨、第2条は利益の

処分の方法及び積立金の取崩し、第3条は、資本剰余金についてそれぞれ規定をしているところであります。

次に附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は令和6年（2024年）4月1日から施行するものであります。

次に、議案第66号、鹿追町簡易水道事業の設置等に関する条例及び鹿追町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、ただいま御説明いたしました新規条例を制定することによりまして、条例の一部改正と条例の廃止が必要となるもので、本文が5条、附則1項で構成をされており、第1条は、鹿追町監査委員条例の一部改正、第2条は、鹿追町農業集落排水事業償還基金条例の一部改正、第3条は、鹿追町特別会計条例の一部改正、第4条は、鹿追町個別排水処理施設管理条例の一部改正、第5条は、鹿追町簡易水道設置条例等の廃止について、それぞれ規定をしております。

次に附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は令和6年（2024年）4月1日から施行するものであります。

以上、議案第62号から66号まで一括で御説明させていただきました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号から議案第66号は、新規条例のため、産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査をしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。よって議案第62号から議案第66号は、産業厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定いたしました。

日程10 議案第67号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程11 議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程12 議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程13 議案第70号 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程10、議案第67号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程11、議案第68号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程12、議案第69号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

日程13、議案第70号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上4件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

以上4件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第67号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第68号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第69号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

議案第70号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括で説明させていただきます。

改正内容の要旨を申し上げます。

本年8月7日に人事院から国家公務員の給与について、初任給の引き上げ月例給を平均で0.96%、期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05か月分引き上げる勧告があり、11月17日に国家公務員の一般職の給与に関する法律等の一部が改正され、24日に公布されたため地方公務員につきましても準拠していることから、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

議案第67号から議案第69号までの3議案につきましては、議会議員及び特別職の職員につきましては、今年度は12月に支給する期末手当の割合に100分の10を追加し、職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の割合にそれぞれ100分の5を追加し、令和6年度(2024年度)以降は、議会議員及び特別職の職員は、6月および12月に支給する期末手当にそれぞれ100分の5を追加し、職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の割合にそれぞれ100分の2.5を追加するもので、年間4.4か月から4.5か月とし、再任用職員につきましては、今年度は12月に支給する期末及び勤勉手当にそれぞれ100分の2.5を追加し、令和6年度(2024年度)以降は、6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の割合にそれぞれ100分の1.25を追加し、年間2.35月とし、併せて、行政職俸給表の給与表について所要の改正を行うものであります。

次に議案第70号につきましては、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員につきましても、勤勉手当を支給することが可能となり、併せて総務省より適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されたため、令和6年度(2024年度)から新たに勤勉手当を支給し、フルタイム会計年度任用職員については、全体で100分の97.5月分を追加し、年間3.475月に、パートタイム会計任用職員については、全体で100分の15.55月分を追加し、年間2.655月とするものであります。

以上、議案第67号から議案第70号まで一括で御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(上嶋和志)

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長(上嶋和志)

休憩前に会議を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 67 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 68 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 69 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 70 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 71 号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 14、議案第 71 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 71 号は、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして関係する条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 71 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 72 号 鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 15、議案第 72 号、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 72 号は、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定に基づき各都道府県において入浴料金の統制額を定めておりますが、北海道公衆浴場入浴料金審議会の答申を受けて、北海道では 12 歳以上の者、6 歳以上 12 歳未満の者、6 歳未満の者三つの区分につきまして、入浴料金を令和 5 年（2023 年）10 月 1 日からそれぞれ 10 円値上げしましたことから、鹿追町におきましては、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から町の施設においても、関連する部分の改定を行いたいとするものであります。

以上、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について改正要旨を

御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第73号 令和5年度（2023年度）鹿追町一般会計補正予算
（第6号）について

○議長（上嶋和志）

日程16、議案第73号、令和5年度鹿追町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第73号は、令和5年度（2023年度）一般会計補正予算第6号となるものです。令和5年度（2023年度）一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによるといたしまして第1条は、歳入歳出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ3億5,119万1,000円を追加しまして、総額を80億9,464万4,000円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出41ページより御説明いたします。

款項目、議会費の職員手当等で24万9,000円の追加。

総務費、総務管理費、一般管理費の報酬で147万1,000円、給与で701万1,000円、職員手当等で1,360万9,000円のそれぞれ追加。共済費で3,280万2,000円の減額。旅費で100万円、使用料で48万円、負担金で41万8,000円のそれぞれ追加。

文書広報費の需用費、印刷製本費で50万円の追加。

財産管理費で、公共施設へのスポットクーラー設置のため、役務費で11万円、備品購入費で425万円のそれぞれ追加。

支所費の需用費合計で34万円の追加。

企画振興費の負担金で、地方バス路線維持対策補助のため、2,077万3,000円の追加。

交通安全推進費の職員手当等で2万円の追加。

車両管理費の需用費合計で85万円の追加。

ジオパーク事業費の需用費、修繕料で16万円の追加。

徴税费、賦課徴収費の償還金で20万円の追加。

項目、戸籍住民登録費の役務費で12万4,000円、負担金で165万2,000円のそれぞれ追加。

統計調査費、統計費の報酬で1,000円の追加。

報償費で2,000円、需用費、消耗品費で1万1,000円、役務費で4,000円のそれぞれ減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の委託料で52万6,000円の減額。

繰出金で国保会計45万6000円の追加。

心身障がい者特別対策費の需用費、印刷製本費で3万6,000円、役務費で28万6,000円、負担金で8万2,000円のそれぞれ追加。

扶助費で648万5,000円の減額。

在宅福祉費の報償費で1万3,000円、扶助費で15万円、償還金で3万8,000円、繰出金で、介護会計17万円のそれぞれ追加。

後期高齢者医療費の負担金で34万9,000円、繰出金で、後期高齢者医療特別会計から123万3,000円のそれぞれ減額。

児童福祉費、児童福祉施設費で上幌内地域保育所閉所に要する経費ほかとしまして、報償費で16万円、旅費で4万9,000円、需用費合計で40万8,000円、役務費で9万1,000円のそれぞれ追加。

児童措置費の委託料で3万8,000円の追加。

扶助費で339万5,000円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で厚生病院運営費補助金で323万円の追加。

予防費の委託料で200万円、負担金で58万3,000円のそれぞれ追加。

トリムセンター費の需用費、燃料費で100万円の追加。

へき地保健対策費の需用費合計で425万円の追加。

清掃費、清掃総務費の報酬で1万5,000円、職員手当等で1万5,000円、需用費合計で53万円のそれぞれ追加。

農林費、農業費、環境保全センター費の委託料で244万8,000円の追加。

農業用水事業費の給料で12万円、職員手当等で9万3,000円のそれぞれ追加。

繰出金で簡易水道会計、下水道会計から合計で401万6,000円の減額。

款項、商工費、商工業振興費で企業活性化推進助成金で負担金で500万円の追加。

魚族資源保護対策費の需用費、消耗品費で28万円の追加。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費合計で380万円、役務費で35万円のそれぞれ追加。

道路新設改良費の委託料で合計159万1,000円、工事請負費で152万7,000円のそれぞれ減額。

償還金で490万1,000円の追加。

都市計画費、公園緑地費の需用費、修繕料で120万円、委託料で67万1,000円のそれぞれ追加。

花とみどり費の報酬で76万9,000円、職員手当等で2万8,000円のそれぞれ追加。

款項、消防費、非常備消防費の需用費、修繕料で5万5,000円の追加。

教育費、教育総務費、事務局費の旅費で16万円の追加。

教育振興費の旅費で40万円、需用費合計で5万円、備品購入費で1万円のそれぞれ追加。

共同調理場費の需用費、修繕料で、64万円の追加。

車両管理費の需用費、燃料費で28万円の追加。

小学校費、学校管理費の旅費で1万8,000円、備品購入費で、指導用教科書更新のため、661万円のそれぞれ追加。

中学校費、学校管理費の需用費、燃料費で35万円の追加。

社会教育費、社会教育総務費の旅費で4万3,000円の追加。

社会教育施設費の需用費合計で149万円。

備品購入費で7万8,000円のそれぞれ追加。

図書館費の需用費合計で23万5,000円、備品購入費で、7万1,000円のそれぞれ追加。

神田日勝記念美術館費の役務費で14万1,000円、使用料で5,000円のそれぞれ追加。

青少年活動推進費の役務費で1万8,000円の追加。

諸支出金、項目、基金費の積立金で減債基金へ3億円の追加。

款項目、予備費の予備費で600万円の追加であります。

次に歳入、37ページから御説明いたします。

款項目、地方特例交付金の地方特例交付金で225万3,000円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で、合計328万5,000円の減額。

児童福祉費負担金で264万2,000円の減額。

国庫補助金、総務費国庫補助金の戸籍住民登録費補助金で165万1,000円の追加。

民生費国庫補助金の児童福祉費補助金で1万2,000円の追加。

衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で38万5,000円の追加。

土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で合計120万6,000円の減額。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で、合計230万9,000円の減額。

児童福祉費負担金で37万7,000円の減額。

道補助金、民生費道補助金の児童福祉費補助金で1万2,000円の追加。

委託金、総務費委託金の統計調査費委託金で1万7,000円の減額。

繰入金、基金繰入金、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で244万7,000円の追加。

商工業振興基金繰入金の商工業振興基金繰入金で500万円の追加。

特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金で6,000円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で3億4,924万4,000円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で1万7,000円の追加であります。

以上、一般会計補正予算第6号について御説明を申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金子孝伸議員。

○3番（金子孝伸）

47ページ、商工業振興費に関して質問いたします。

本補正含め様々な商工業活性化に関する助成等が今までに行われていると思いますけども、その進捗、効果成果を簡潔わかりやすく報告をいただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西亮一）

はい、お答えいたします。補正に今出させていただいた企業活性化推進の助成金につきましては、町内の乳製品製造事業者が事業拡大に伴って事業を展開するものでございましてこれに対する助成でございます。

町としてはこう言ったものに対して、条例の定めている中で審査をさせていただくよう、現在進めているというところでございます。

○議長（上嶋和志）

ほかに質疑ありますか。

7番、川染議員。

○7番（川染洋）

42ページの企画振興費のところですが、自分で調べればわかることですが、敢えてここで聞きしておきたいと思いますので、お知らせ願いたいと思います。

この地方バス路線維持対策補助金とは、まず拓殖バスのことか。

1日に帯広鹿追間、何本往復しているのか。

今回の2,077万3,000円は、拓殖バスであれば、拓殖バスへの初めての予算計上だったのか。その3点お聞きしたいと。

○議長（上嶋和志）

答弁、草野企画課長。

○企画課長（草野礼行）

3点御質問いただきました。帯広から鹿追路線は1日に11往復されています。

それから、拓殖バスへの補助金ですが、例年当初予算では、金額が不確定のため計上しておりません。拓殖バスは国、道から補助金を受けるのですが、その運行期間、補助対象期間というのが、昨年10月1日から今年9月30日までが補助対象期間となっています。

通常の拓殖バスの経常収支から国、道の補助金を差し引きした残りについて、バスが走っている距離を帯広、音更、鹿追、新得、清水で按分をすることになっています。その総額が今回の場合だと、7,300万か7,400万ぐらいです。

鹿追町の割合が約28%なので、今回約2,000万円を追加で補正提案をさせていただくのでございます。

○議長（上嶋和志）

以上でよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立9人

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第74号 令和5年度(2023年度)鹿追町国民健康保険特別会計
補正予算(第3号)について

○議長（上嶋和志）

日程17、議案第74号、令和5年度(2023年度)鹿追町国民健康保険特別会計補正予算

第3号についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第74号は、令和5年度（2023年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第3号となるものです。

令和5年度（2023年度）国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ45万6,000円を追加しまして、総額を7億6,223万9,000円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出59ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で15万2,000円、職員手当等で30万4,000円のそれぞれ追加であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で45万6,000円の追加となるものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 75 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険病院事業
会計補正予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 18、議案第 75 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算第 3 号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 75 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算第
3 号となるものです。

第 1 条、令和 5 年度（2023 年度）国民健康保険病院事業会計補正予算第 3 号は、次に定
めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出
の補正であり、収入につきましては、第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益に 32 万
3,000 円を追加いたしまして、補正後の額を 6 億 2,471 万 2,000 円とするものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用に 32 万 3,000 円を追加
し、補正後の額を 6 億 2,471 万 2,000 円に定めるものであります。第 3 条は、予算第 4 条
に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中の資本的収入が、資本的支出に
対して不足する額 2,295 万 9,000 円に 1,100 万円を追加しまして、3,395 万 9,000 円に改
め、支出の第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費に 1,100 万円を追加し、補正後の額を 3,395
万 9,000 円とするものであります。

次に、補正予算の内容につきまして、補正予算説明書により御説明いたします。

初めに収益的収入及び支出の収入につきましては、病院事業収益、医業収益、その他医
業収益で 32 万 3,000 円の追加。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、経費で 32 万 3,000 円の追加であります。

次に、資本的収入及び支出の支出につきましては、資本的支出、建設改良費、施設整備
費で、病院北棟のスプリンクラー設置実施設計で 1,100 万円の追加となるものであります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算第 3 号について御説明を申し上げました。御

審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 65 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 19 議案第 76 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町簡易水道特別会計補正
予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 19、議案第 76 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 76 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町簡易水道特別会計補正予算第 3 号となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）簡易水道特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 15 万 7,000 円を追加しまして、総額を 2 億 3,136 万 6,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、68 ページより御説明いたします。

事業費、水道総務費、一般管理費の給料で6万円、職員手当等で9万7,000円のそれぞれ追加となるものであります。

次に、歳入前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で、229万4,000円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で245万1,000円の追加であります。

以上、簡易水道特別会計補正予算第3号について御説明を申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 20 議案第 77 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 20、議案第 77 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町下水道特別会計補正予算第 3 号についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 77 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町下水道特別会計補正予算第 3 号となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）下水道特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによることとし、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 193 万 7,000 円を追加しまして、総額を 4 億 1,870 万 7,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 75 ページより御説明いたします。

管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の給料で 1 万 3,000 円、職員手当等で 5 万 2,000 円、需用費、光熱水費で 187 万 2,000 円のそれぞれ追加であります。

次に、歳入前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 172 万 2,000 円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 365 万 9,000 円の追加であります。

以上、下水道特別会計補正予算第 3 号について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 77 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 21 議案第 78 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町介護保険特別会計補正
予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 21、議案第 78 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算第 3 号についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 78 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算第 3 号となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）介護保険特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる
といたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 20 万円を追
加しまして、総額を 5 億 2,662 万 9,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 83 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で 1 万 5,000 円、職員手当等で 15 万 1,000 円の
それぞれ追加。

地域支援事業費、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費
の委託料で 2 万 8,000 円の追加。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金の繰出金で、一般会計 6,000 円の追加であります。

次に歳入、81 ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 9,000 円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援の現年度分で
7,000 円の追加。

道支出金、道補助金、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援の現年度分で 3,000
円の追加。

款項、支払基金交付金、地域支援事業交付金の現年度分で 1 万 1,000 円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援の現年度分で
4,000 円の追加。

その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で 16 万 6,000 円の追加であります。

以上、介護保険特別会計補正予算第3号について、御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 22 議案第 79 号 令和 5 年度（2023 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 22、議案第 79 号、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 79 号は、令和 5 年度（2023 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号となるものです。

令和 5 年度（2023 年度）後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 85

万 1,000 円を減額しまして、総額を 1 億 172 万 2,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 90 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で 1 万 8,000 円の減額。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で 83 万 3,000 円の減額であります。

次に、歳入前ページから御説明いたします。

款項、後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料の現年度分で 38 万 2,000 円の追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で 88 万 7,000 円、その他一般会計繰入金で 34 万 6,000 円のそれぞれ減額であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 79 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 23 議案第 80 号 鹿追町道路線の廃止について

日程 24 議案第 81 号 鹿追町道路線の廃止について

日程 25 議案第 82 号 鹿追町道路線の廃止について

日程 26 議案第 83 号 鹿追町道路線の認定について

○議長（上嶋和志）

日程 23、議案第 80 号、鹿追町道路線の廃止について。

日程 24、議案第 81 号、鹿追町道路線の廃止について。

日程 25、議案第 82 号、鹿追町道路線の廃止について。

日程 26、議案第 83 号、鹿追町道路線の認定について。

以上 4 件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

以上、4 件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 80 号、議案第 81 号、議案第 82 号、鹿追町道路線の廃止について。

議案第 83 号、鹿追町道路線の認定について。

関連がありますので、一括で御説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

令和 6 年度（2024 年度）から、農村整備事業の農道、集落道整備事業高度化といたしまして、瓜幕地区の調査設計を実施するにあたり、整備される路線が市町村道と重複しないという採択要件を満たすため、当該路線を廃止して、改めて路線の一部を認定するものがあります。

まず、議案第 80 号、鹿追町道路線の廃止について御説明いたします。

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、整理番号 3050 の路線名、瓜幕 23 号線で起点を瓜幕西 30 線 23 番地 48 地先、終点を瓜幕西 28 線 23 番地 2 地先とする総延長 1,668.5m につきまして、路線全体を廃止したいとするものであります。

次に議案第 81 号、鹿追町道路線の廃止についてであります。

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、整理番号 3111 の路線名、瓜幕中部 23 号線で起点を瓜幕西 27

線 23 番地 5 地先、終点を瓜幕西 27 線 23 番地 5 地先とする総延長 89.2m について路線全体を廃止したいとするものであります。

次に、議案第 82 号鹿追町道路線の廃止についてであります。

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、整理番号 3112 の路線名、瓜幕東部 23 号線で、起点を瓜幕西 27 線 23 番地先 5 地先、終点を瓜幕西 24 線 23 番地 1 地先とします。総延長 2,140m について、路線全体を廃止したいとするものであります。

次に議案第 83 号、鹿追町道路線の認定についてであります。

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、新たに整理番号 3112 といたします。

路線名瓜幕東部 23 号線で、起点を瓜幕西 26 線 23 番地 4 地先、終点を瓜幕西 24 線 23 番地 1 地先とします。総延長 1,673.3m を、町道として認定したいとするものであります。

なお、重要な経過通路につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第 80 号から議案第 83 号まで一括で説明させていただきました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、狩野正雄議員。

○8 番（狩野正雄）

はい。町道 23 号の廃止、認定について。

今回のケースは、私の記憶するのは初めての手続きかなと思うのですが、今後の対応について若干質問いたします。

この 23 号道路というのは、瓜幕地域から要望書が出ておりまして、それからまちなか会議でもその後の動きについて何回か問われてきました。

現在は TMR センターのトラックとか、エンデュランス等のイベントにも非常に使われている道路でありまして、長年の懸案事項だったと思っております。

今回、道営事業による整備のため、このような手続きについて理解をいたします。

これが動いて行くということが見えましたので、今回この道路の整備に関して、年度ごとの事業計画、工程表、完成をいつ頃になるのか、町道でなくなっても、除雪、維持管理

はやってくれると思いますが、その辺について質問いたします。

○議長（上嶋和志）

答弁、大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

今回、町道から外れる部分、事業の関係でありますけれども、維持管理は今までどおり除雪を含めまして実施していく予定になっております。

○議長（上嶋和志）

檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

道営の農道整備事業の関係につきまして、令和6年度（2024年度）より事業の手続きを進めまして、令和7年度（2025年度）から新規採択、調査設計を経て、令和8年（2026年）から工事着手の予定でございます。

完成年度におきましては、令和11年（2029年）を予定しているところでございます。

○議長（上嶋和志）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立9人

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上嶋和志）

これより議案第 81 号を採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 9 人

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上嶋和志）

これより議案第 82 号を採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 9 人

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上嶋和志）

これより議案第 83 号を採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 9 人

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程 27 同意第 5 号 鹿追町教育委員会委員の任命について

○議長（上嶋和志）

日程 27、同意第 5 号、鹿追町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
資料配布のため暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第5号は、鹿追町教育委員会委員の任命についてであります。次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、現教育委員の高橋俊樹氏の任期が令和5年（2023年）12月11日で満了になることによるものでございます。任命の方については今、履歴書をお配りいたしました氏名、高橋俊樹氏でございます。住所生年月日の方については議案、それから今お配りした履歴書に記載のとおりであります。

高橋俊樹氏につきましては、教育委員としては現在5期目、最初の任期が前任者の残任期間ということでもございましたので、教育委員としては現在まで18年間でその内、令和2年（2020年）から3年間は教育長職務代理者としてお務めをいただいております。教育委員としての経験それから人格、識見、ともに優れていると思いますので、再任、引き続きの任命について同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は、原案とおりに同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 12時5分